

全経法人税法 2 級（3 級）対策講座 レジュメ

目次

1. 合格戦略と法人税の概要	2
①過去問の傾向.....	3
②合格戦略..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
③法人税の概要.....	4
④法人税法の条文構成.....	5
⑤各論.....	6
2. 法人税の課税標準	9
①法人税の課税標準は.....	10
3. 貸倒引当金	12
4. 交際費	19
①交際費ってどんな経費ですか.....	20
②決算書の交際費で計算してはダメなの?.....	20
③交際費はなぜ損金不算入なのですか?.....	22
5. 寄付金	24
①まずは寄付金の定義を確認しましょう.....	24
6. 減価償却費	28
①減価償却とは?.....	28
②償却限度額の計算.....	29
「償却超過額」と「償却超過額の当期認容額」.....	30
7. 受取配当金の益金不算入	32
①益金不算入とは?.....	32
②受取配当金の益金不算入の論点.....	32
③経営戦略としての支店と子会社化.....	33
8. 総合問題の解き方	35
9. 理論問題の解き方	41

1. 合格戦略と法人税の概要

合格戦略

以下の情報は令和 4 年 8 月 7 日現在の情報です

試験日程：10 月最終日曜日、2 月第 1 日曜日

試験時間：1 時間（3 級・2 級とも同じ）

3 級合格戦略

	内容	配点	目標点（最低点）
1 問	理論（語句選択）	20（2 点×10）	16（14）
2 問	個別論点	20（4 点×5）	16（12）
3 問	総合問題	60（3 点×20）	51（44）
合計		100	85（70）

2 級合格戦略

	内容	配点	目標点（最低点）
1 問	理論（語句選択）	20（2 点×10）	18（14）
2 問	個別論点	20（5 点×4）	15（10）
3 問	総合問題	60（2 点×30）	50（46）
合計		100	84（70）

① 過去問の傾向

第2問のみ循環論点になります。

貸倒引当金→交際費→寄付金→減価償却費→受取配当金 こんな感じです

第1問は10日ほど前から過去問の確認を毎朝1回みておけば20点いける可能性もあります

第2問はほとんど繰り返し論点です。満点取るためにはある程度の理解が必要です。1問は落としても大丈夫。2問落としてまでは許容範囲と考えましょう。新論点出題があっても第3問しっかりやりこめば最低10~12点はとれるはず

第3問の最低目標 (3点×20)

所得金額の計算→そのまま転記で約10問 (8問簡単)

控除税額や税率および端数処理関連が約5問 (4問簡単)

他の計算過程で約5問 (2問は簡単)

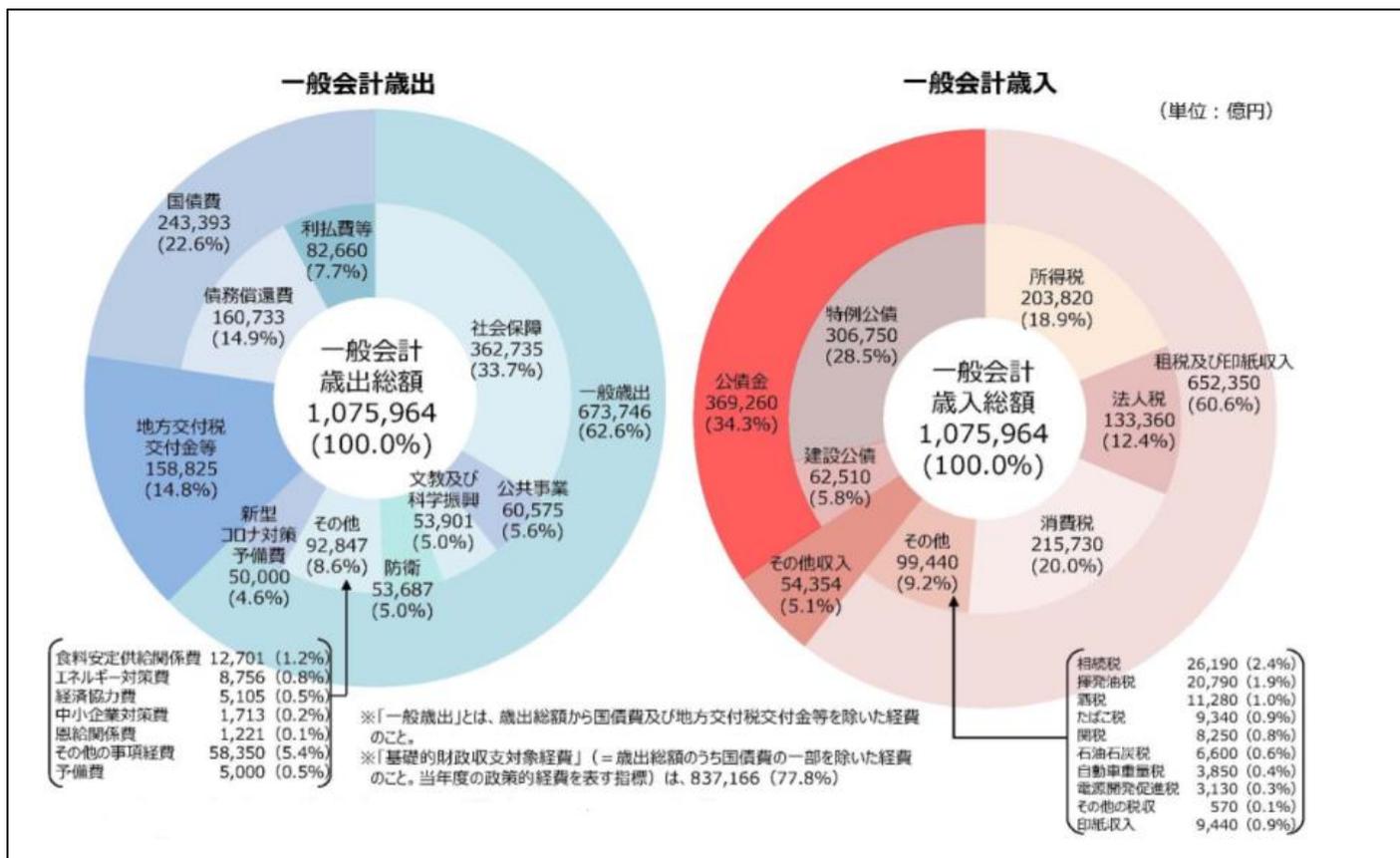
(14問+2問) × 3点 = 48点



70点はいけそう
だ

70点

② 法人税の概要



出典 財務省HP

平成 27 年くらいの資料との比較です

	平成 27 年	令和 4 年
所得税	30.6	18.9
法人税	20.7	12.4
消費税	17.2	20.0

④法人税法の条文構成



第1編 総則

第2編 内国法人の法人税

第1章 : 各事業年度の所得に対する法人税

第1章の2 : 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第2章 : 退職年金積立金に対する法人税

第3章 : 青色申告

第4章 : 更生および決定

第3編 外国法人の法人税

第4編 雑則

第5編 罰則

⑤各論

①会計と税務の違い

【会計】

売上	100,000
仕入	40,000
交通費	30,000
交際費	20,000
<hr/>	
利益	10,000
法人税	12,000
当期純利益	△2,000

【法人税法】

売上	100,000
仕入	40,000
交通費	30,000
交際費	
<hr/>	
所得	30,000
法人税	12,000



所得は 1,000 円未満切捨て、法人税額は 100 円未満切捨てというのは試験では 2 点分入るケースもあります。

法人の区分		年所得 800 万円以下	年所得 800 万円超
普通法人	資本金 1 億円超 (非中小法人)		23.2%
	資本金 1 億円以下 (中小法人)	15%※	23.2%

「別表4と1の関係」を説明します。

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度	法人名	別表四(簡易様式)	
		・ ・		令二・四・一以後終了事	
区 分	①	総 額		処 分	
		留 保	社 外 流 出	配 当	そ の 他
	①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当	円
				そ の 他	
加	損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く。)	2			
	損金経理をした道府県民税及 び市町村民税	3			
	損金経理をした納税充当金	4			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞分を除く。) 及び過怠税	5		そ の 他	
	減価償却の償却超過額	6			

合 計 (25)+(27)+(29)+(30)+(31)	34			外 ※	
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35				
中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差 引 計 (34)+(35)+(37)+(38)	39			外 ※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+(別表七(二)「9」若しくは(2)又は別表七(三)「10」)	40	△		※	△
総 計 (39)+(40)	41			外 ※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱 費の特別控除額(別表十(三)「43」)	42	△		※	△
残余財産の確定の日の属する事業 年度に係る事業税の損金算入額	47	△	△		
所得金額又は欠損金額	48			外 ※	

 令和 年 月 日 税務署長殿	業種目 業種目 業種目	概況書 概況書 概況書	要否 要否 要否	別表等 別表等 別表等	青色申告 青色申告 青色申告	一連番号 一連番号 一連番号	別表一 各事業年度の所得に係る申告書 一 国内法人の分
納税地	法人区分	事業種目	整理番号	事業年度(至)	売上金額	申告年月日	
(フリガナ) 電話() -	期末現在の資本金の額又は出資金の額	同非区分	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	
法人名	同非区分	同非区分	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	
法人番号	旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	
(フリガナ) 代表者	旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	
代表者住所	旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	
代表者住所	旧納税地及び旧法人名等	旧納税地及び旧法人名等	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	

令和 年 月 日 事業年度分の法人税

令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税

申告書 申告書

翌年以降送付要否

税理士法第30条の書面提出有

	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	十億 百万 千 円		控除税額の計算	17	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	十億 百万 千 円
この申告書の通算	法人税額 (53) + (54) + (55)	2		外国税額 (別表六(二)「20」)	18			
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3		計 (17) + (18)	19			
	差引法人税額 (2) - (3)	4		控除した金額 (13)	20			
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除されなかった金額 (19) - (20)	21			

	事業年度等	.	.	法人名		別表一次葉 令三・四・一以後終了事業年度等分	
法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50) の 15 % 又は 19 % 相当額	53			
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51) の 22 % 相当額	54			
その他の所得金額 (1) - (50) - (51)	52	000	(52) の 19 % 又は 23.2 % 相当額	55			

2. 法人税の申告の流れ

今日のテーマ

- ① 法人税の課税標準
- ② 法人税申告の流れ（別表 1 より）
決算調整と申告調整
- ③ 損金経理とは

① 法人税の課税標準

法人税の課税標準は→所得です

21 条：各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする

22 条：各事業年度の所得の金額は、益金の額から損金の額を控除した金額である

【法人税法】 所得 = 益金 - 損金

益金の額は別段の定め（例外）を除き収益である

【会計】 利益 = 収益 - 費用

損金の額は別段の定め（例外）を除き費用である

★例外→法人税法と会計の目的の違い

「課税の公平性」と「投資家の意思決定への情報提供」

※別段の定めは 23 条以降に記されている

$$\text{所得} = \text{利益} + \underbrace{(\text{損金不算入} + \text{益金算入})}_{\text{税務上の加算}} - \underbrace{(\text{損金算入} + \text{益金不算入})}_{\text{税務上の減算}}$$

この式は難しく感じます。でも、ほとんどのケースは損金不算入です。

他の内容は益金不算入の受取配当金が出題されるくらいです。

<代表的事例>

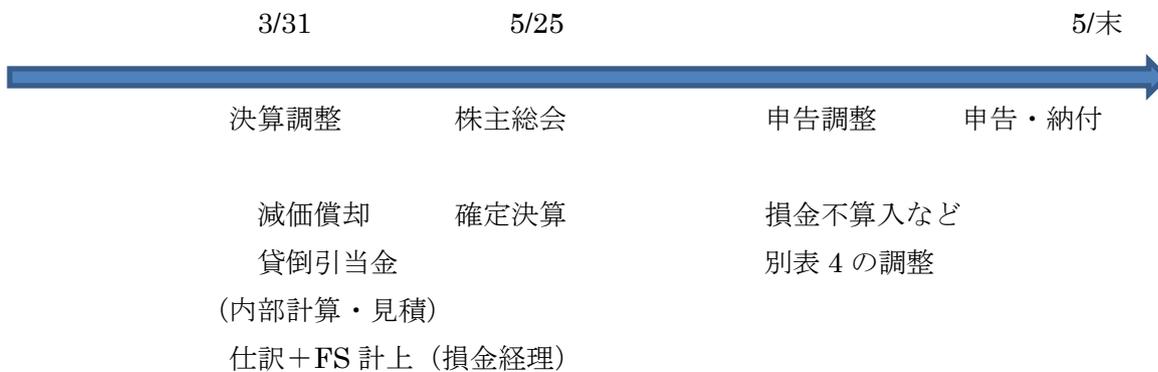
- 損金不算入：法人税、交際費・寄付金限度超過額、減価償却・貸倒償却超過額
- 益金算入：無償または低価格での譲受けなど
- 損金算入：納税充当金から支出した事業税など
- 益金不算入：受取配当金

では次に流れを確認しましょう

②法人税申告の流れ（別表 1 の 1～16）

- 1.課税標準×税率＝法人税額（別表 1 次葉）
- 2.法人税額の特別控除額（中小企業の機械取得の特別控除、試験研究費など）
- 3.差引法人税額
- 4.特別税額（土地利益譲渡金・留保金課税 etc）
- 5.法人税額計
- 6.控除税額
- 7.差引所得に対する法人税額（百円未満切捨）
- 8.中間申告分の法人税額
- 9.差引確定法人税額

② 決算調整と申告調整



※なぜ損金経理が必要か？

損金経理がないとこうなる

- 1.経営者は会計上の利益を大きくしたい→仕訳しないと大きく見せること可能
- 2.株主総会終わった
- 3.でも税金は安くしたい →別表で所得減らそう

3. 貸倒引当金

引当金はなぜ税法では限定的にしか認められないのか？

→見積を損金にできると課税回避が簡単になるから

本試験対策は貸倒引当金の損金算入限度額の計算

まずは法人税法 22 条 3 項二をみてみましょう

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額

一 当該事業年度の損金の額に算入すべき額以外の取引に係るもの

いわゆる債務確定主義※という概念です。税法では発生主義ではなくより厳密な基準を設定しているのですね。従って見積もりで計算する引当金は本来認められません。唯一認められていた返品調整引当金も収益認識の会計基準の改定を受けて 2030 年には廃止されます(経過措置あり)。

貸倒引当金に関しても平成 23 年 3 月末までの開始事業年度では認められていました。ただ 23 年税制改正で認められなくなりました。ただ、中小法人や金融期間(銀行・保険・金融・リース等)に対しては貸倒引当金は認められています。これは実務上、確定していなくても、過去の実績等により判断できるものは損金処理できるようにしようという配慮と考えて下さい。

全経法人税法では、中小法人を前提として作問されていますので、皆さんは従来通り過去問の内容にそって学習して下さい。

※債務確定主義：債務成立+具体的事実の発生+金額の合理的算定が可能

法人税法 22 条は、別段の定めのあるもの以外は、原価・損失・費用はすべて損金に算入されるということを規定しています。

貸倒に関しては別段の定めがあり、会社更生法による更生計画の認可決定による債権切捨てなど、その回収不能が確定した段階でなければ損金に計上する事はできないという事をあらわしています。

<例題>

次の資料から貸倒引当金の繰入超過額を求めよ。計算にあたっては納税者有利になるようにしなさい。

なお、当社は小売業を営んでいる期末資本金 1 億円以下の中小法人である

繰入率は法定繰入率 10/1,000 を適用する

<資料>

1. 損金経理にて貸倒引当金に繰入れた金額

- ① 個別評価金銭債権に係る引当金 800,000 円
- ② 一括評価金銭債権に係る引当金 2,000,000 円

2. 期末の債権の内容

- ① 受取手形 10,000,000 円

このなかには②の割引手形は含まれていない

このうちA社の手形 1,000,000 円が手形交換所において取引停止処分を受けており不渡りとなっている。

- ② 割引手形 2,000,000 円

売掛金回収の受取手形を割り引いたもので期末現在において期日未到来である。財務諸表に注記されている。

- ③ 売掛金 5,700,000 円

このなかには次のものが含まれている

買掛金が 500,000 円ある X 社に対する売掛金 700,000 円

支払手形が 300,000 円ある Y 社に対する売掛金 200,000 円

- ④ 保証金 100,000 円

新規取引に際し差し入れたもの

- ⑤ 前渡金 200,000 円

仕入れ商品に係るもの

- ⑥ 貸付金 1,000,000 円

得意先に対するもの

- ⑦ 未収利息 100,000 円

⑥ の貸付金に係るもの

- ⑧ 立替金 200,000 円

給料の前払い額

- ⑨ 仕入割戻しの未収金 150,000 円

1.個別評価

形式基準→更生手続開始・再生手続・破産手続きの**申立て**や手形交換所の**取引停止（不渡）**などにより、貸し倒れの可能性が高まったときに、設定できます。ちなみに上記の申立てが**決定になれば、貸倒損失**になります。

個別に取立不能を見積もって計算し、繰入額との差額で繰入超過額を計算する。但し、担保等の回収見込額は、その金額を控除する必要があります。**控除後の金額の50%（形式基準）が繰入限度額**となります。実質基準もありますが、実務では税務署から否認されるケース多いのでほとんど使われません

2.一括評価

個別評価を控除した残りの金銭債権

あくまでも金銭債権が対象です。

未収入金で対象になる債権は貸付金の未収利息くらいです

手付金、前渡金（商品引渡請求権）、仕入割戻（買掛金との相殺項目）や配当金（株主としての権利）は対象になりません。「貸していて将来返済されるものではない」＝「**金銭債権ではない**」からです。

※実質的に債権とみられないものとは？（同一会社に対する債権・債務の相殺規定）

（上限は債権額です・「実質的に債権と認められない」という表現から債権額を超える事はない）

売掛金 700,000	買掛金 500,000
----------------	----------------

X社からの回収が難しくなったら、500,000円の支払いは止めますよね

従って、実質的な債権は200,000円になります。逆に言うと、実質的に債権とみられないものは

500,000

円です。

では、この場合はどうでしょうか？

売掛金 200,000	支払手形 300,000
----------------	-----------------

Y社からの回収が難しくなったら、手形債務は100,000円だけ支払えばいいわけです。

したがって、実質的な債権は0円ですね。逆に言うと、実質的に債権とみられないものは200,000円です。

いずれの場合も比較して少ない金額を実質的に債権とみられない金額とすればいいわけですね。

試験では与えられますが、一括評価金銭債権についての法定繰入率を記しておきます

卸売・小売業	10/1,000
製造業	8/1,000
金融・保険業	3/1,000
割賦小売業等	7/1,000
その他の事業	6/1,000

★例題の解答

1. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

- ① 繰入限度額 = $1,000,000 \text{ 円} \times 50/100 = 500,000 \text{ 円}$ (形式基準)
- ② 繰入超過額 = $800,000 - 500,000 = 300,000 \text{ 円}$

3. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

① 期末一括評価金銭債権の額

$$(10,000,000 - 1,000,000 + 2,000,000) + 5,700,000 + 1,000,000 + 100,000 = 17,800,000$$

② 実質的に債権と認められない金額

$$\begin{aligned} \text{X社} & 500,000 < 700,000 \quad \therefore 500,000 \\ \text{Y社} & 300,000 > 200,000 \quad \therefore 200,000 \\ \text{合計} & 700,000 \end{aligned}$$

③ 差引期末一括評価金銭債権の額

$$17,800,000 - 700,000 = 17,100,000$$

④ 繰入限度額

$$17,100,000 \times 10/100 = 1,710,000$$

⑤ 繰入超過額

$$2,000,000 - 1,710,000 = 290,000$$

総合問題で問題文の資料に貸倒引当金繰入額超過の当期認容額というのが出てくるケースが多いです（総合問題の解答欄を見るとわかります）。

前期に損金不算入にしたものを当期算入したという意味なので減算項目にいれます。

難しい概念ですが、少しだけ説明しましょう。

<参考>

認容とは

貸倒引当金当期認容という表現が総合問題で出題されることがある。にはどのような意味があるのでしょうか？

極端な事例で説明しましょう。

前年度は、貸倒引当金が設定できないのに、100,000 円の売掛金に対して 20,000 円の貸倒引当金を設定していたのです。20,000 円超過していたのですね。

この会社は前年まで商社をしていましたが、今年はコンビニエンスストアに業態転換を行いました。前年の売掛金が全額回収されました。ということは、貸倒れの可能性はなくなったのです。貸倒引当金は売掛金の評価勘定なので、売掛金がなくなれば当然 0 になります。

ということは、前年所得に加算していたものは、当期減算して 2 期合計でプラスマイナス 0 にしないといけません。でないと税金を払いすぎたままになります。前期超過して損金として認めなかったものを、認めるので認容
容
といえます。2 級では減価償却などでも出てきます。重要な用語なので 2 級受験者は特に頭にとどめておいて
下
さい。

<B/S>	
売掛金 100,000	売掛金 0
貸倒引当金△20,000	貸倒引当金 0
<別表 4>	
加算 20,000 円	減算 20,000

4. 交際費

<今日のテーマ>

①交際費ってどんな経費？

②決算書の交際費で計算してはダメなの？

③交際費はなぜ損金不算入なのですか？

①交際費ってどんな経費ですか

少し堅苦しい話ですが・・・お付き合いください。

定義：交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他**事業に関係のある者等**に対する**接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの**（勘定科目は問わない）

得意先との接待だけを交際費と考えてしまいそうですが、ずいぶん範囲は広いですね。仕入先も含まれます。

とりあえず、かなり広い範囲のものが該当すると考えて下さい。②で詳しく説明します。

②決算書の交際費で計算してはダメなの？

「これらに類する費用」を確認しましょう。

<交際費に含まれるもの>

決算書の科目	内容
販売促進費 売上割戻し	取引先を旅行観劇などに招待した費用
旅費交通費	得意先を式典などに招待する際のタクシー代 取引先との忘年会の帰りのタクシー代
雑費	取引先への慶弔禍福費
会議費	取引先との 5,000 円超（1 人当たり）の飲食費

<交際費に含まれないもの>

決算書の科目	内容
雑費	従業員への慶弔禍福費
広告宣伝費	社名入りの手帳・カレンダー作成費用
福利厚生費	従業員の慰安のための運動会・旅行など
会議費	取引先との 5,000 円以下（1 人当たり）の飲食費

会議費の 5,000 円については注意してください。

損金算入できる 5,000 円以下の会議費は社外飲食費に限ります。

会議費に関しては「会議に要する費用で通常要する費用」としか規定されていないので、社内飲食費の場合飲食費がすべて会議費になるわけではないのですね。

したがって社内スタッフで 4 人で 12,000 円の飲食代を支払った場合

この会社の従業員が 4 人なら→福利厚生費でカバーできるでしょう

この会社の従業員が 10 人で 4 人だけに声かけた場合→交際費

となります

試験ではここまで問われませんが、実務的には押さえておきたいですね。

では、本試験の類題で確認しましょう

次の決算書の資料に基づき、当期における交際費の損金不算入額を計算しなさい。なお、当社の期末資本金の額は 50,000,000 円である。

1. 交際費勘定

① 得意先接待飲食	2,000,000 (1 人当たり 5,000 円超)
② 設立 10 年記念パーティの宴会費用 (取引先招待のパーティ)	5,000,000
③ 従業員慰安の運動会費用	800,000
④ 取引先を観劇に招待した費用	1,000,000
⑤ 社内会議に支出した弁当代	50,000

2. 雑費勘定

① 社名入りカレンダーの費用 (500 個)	300,000
② A社限定の当社社名入り カレンダー (レア物)	500,000
③ 取引先の慶弔費	250,000
④ 従業員の慶弔費	350,000
⑤ 町内会の祭りへの寄付金	50,000

交際費に該当するもの	得意先接待飲食費用 設立 10 年記念パーティの宴会費用 取引先を観劇に招待した費用 A社限定の社名入りカレンダー 取引先の慶弔費	2,000,000 5,000,000 1,000,000 500,000 250,000
交際費に該当しないもの	社内会議に際し支出した弁当代 従業員慰安の運動会費用 町内会の祭りに関し支払った寄付金 従業員の慶弔費 当社社名入りカレンダーの費用	50,000 800,000 50,000 350,000 300,000

支出交際費の総額は、8,750,000 円ですね

③交際費はなぜ損金不算入なのですか？

だめなんですね。交際費は費用であっても損金に含まれません。租税特別措置法では一部の例外を除き、「交際費等の損金不算入」が定められています

租税特別措置法 61 条の 4①

「法人が (中略)、交際費の金額***は当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」

交際費も事業と直接関連があれば損金の額に入れるべき性質のもです。ただ、事業との関連性が不明確なものも多く、また無制限に認めると冗費 (無駄遣い)・乱費を認めることになるとして、資本金が 1 億円を超える

法人については認めないこととしたわけです。

ただ、例外があります。資本金が1億円以内の中小法人は、800万円を限度として全額損金算入が認められています。

(参考)

こんな話を聞いたことがあります。中小企業は大企業の取引先を接待しないと仕事が取れないから交際費を認める、でも大企業は仕事をもらう立場だから交際費は必要ないだろう・・・いい得て妙ですね。

また、経済活性化のために大法人・中小法人を問わず接待飲食費の50%以下の金額は損金算入を認めるとされました。

全経税法での出題企業は中小法人です。

そこで、受験上は以下の内容を押さえておく必要があります

※中小法人の交際費の損金不算入額の計算

接待飲食費に関しては、その50%が損金算入

800万円(定額控除限度額)までは全額損金算入

∴中小法人は接待飲食費が16,000,000超の場合(例えば20,000,000円)は、飲食費の50%(10,000,000円)を損金算入した方が有利になります

接待飲食費→飲食その他これに類する行為の為に要する費用。参加者一人当たり5,000円以下の飲食費は損金に算入されます(通常は会議費で処理される) <少額不追求-徴税コスト押さえる為の概念>

では、問題で確認しましょう。

支出交際費の額は、8,750,000円、接待飲食費は2,000,000円でした

接待飲食費の50%→1,000,000円よりも8,000,000円の方が有利ですね

求められているのは損金不算入額です

$8,750,000 - 8,000,000 = 750,000$ 円が解答になります

5. 寄付金

①まずは寄付金の定義を確認しましょう

定義：法人が行った金銭、物品その他経済的利益の**贈与**又は無償の供与のことをいいます。

直接には反対給付のない支出なので事業活動に必要な経費かどうかの判定が難しく、特定の寄付金を除き一定限度を超える寄付金を損金不算入としています。（認めると、親子会社で決算期ずらし利益操作可能になる）

交際費との違いをよく聞かれます。これは「見返りを期待するかどうか（反対給付がない）」で判断するようです。慶弔見舞金は事業に関係するので交際費になります。微妙ですけどね・・・

※無償の供与→利息をただにする等の行為

<指定寄付金>

1. 「国・地方公共団体に対する寄付金」（直接国庫に入るのだから、全額認めよう）
2. 「財務大臣が指定した寄付金」（広く一般に募集される寄付金であり、公益法人等に対する寄付金のうち、教育・科学・文化・社会福祉その他の公益の増進に寄与する為の支出で、緊急を要するもので確実であるもの）
（寄付集まらなければ補助金必要だ。国が補助金出さなくてもいいので、全額認めよう）

<特定公益増進法人に対する寄付金>（少し多めに見てあげよう）<3級では理論のみ>

独立行政法人、日本赤十字、自動車安全運転センター、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、NPO法人などをいいます。日本赤十字でも財務大臣の指定とあれば指定寄付金になる（試験では出ない）

これは2級論点になります。参考まで・・・

<一般寄付金>（損金算入は少しだけ、かなり制限されている）

上記以外の寄付金（政治団体・町内会・神社・宗教法人・その他）

では試験レベルの話をしましょう。3 級で出題される計算式です。

< 指定寄付金 >

広く公共に役立つ支出である事から、**全額損金算入**されます。

< 一般寄付金 > (3 級はここまで) 事業関連部分が不明確だから算式つくるしかない!

損金算入限度額

$$A = (\text{期末の資本等の金額} \times \text{当期月数} / 12 \times 2.5 / 1000) + (\text{当期の所得} \times 2.5 / 100)$$

資本金 + 資本準備金

寄付金支出前の所得

資本基準額

所得基準額

$$\text{損金算入限度額} = A \times 1 / 4$$

ニコニコ笑ってパン (一般) を 4 等分

資本金は大きい可能性あるので分母を 1,000 にしている。所得は小さいだろうから分母を 100 にしても大した損金にならない (と国が考えたかどうかは、定かではありませんが)

さらに、あまり認めたくないから 1/4

なぜ寄付金支出前の所得で計算するんですか?

< 例えば >

売上 1,000		売上 1,000	
経費 600		経費 600	
寄付金 300	↑	寄付金 100	↑
利益 100		利益 300	

国は寄付金控除の計算のために所得基準を設けている。

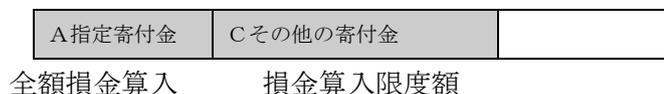
上記のケースでは、寄付金を多く払った会社 (≒社会に貢献している会社) は控除が少なくなり、何かおかしいですね。従って寄付金支出前の所得で計算するのです。

★寄付金の損金不算入額の計算（網掛け部分が損金算入できる部分）99 回を例に



損金不算入額（上記の白部分）＝寄付金支出額（上記の全範囲）－Aの部分－Bの部分－Cの部分
 （税理士試験の計算式は少し違うが全経 3 級ではこのように押さえよう）

3 級では特定公益増進法人は計算では出題されないなので簡単な計算になります



例題を用いて説明します

<例題：先に係数書くと 12/20 点取れます>

A 社（期末資本金＋資本準備金の額：70,000,000 円）の当期の寄付金の損金不算入額を金額を計算しなさい。

1. 別表 4 仮計 10,000,000 円
2. 当期に損金経理した寄付金勘定の金額
- (1) 指定寄付金 1,000,000 円
- (2) 一般寄付金 1,000,000 円

- ① 支出寄付金の額 1,000,000 円＋1,000,000 円＝2,000,000 円
- ② 寄付金支出前所得金額 10,000,000 円＋－2,000,000 円＝12,000,000 円
- ③ 資本基準額
- 70,000,000 円×12/12×2.5/1,000＝175,000 円
- ④ 所得基準額
- 12,000,000 円×2.5/100＝300,000 円
- ⑤ 損金算入限度額
- (175,000＋300,000) ÷ 1/4＝118,750 円
- ⑥ 損金不算入額
- 2,000,000 円－1,000,000 円－118,750 円＝881,250 円

<特定公益増進法人に対する寄付金> (これは2級論点：参考までに)

特別損金算入限度額

$$A = \left(\frac{\text{期末の資本等の金額} \times \text{当期末数} / 12 \times 3.75 / 1000}{\text{資本金} + \text{資本準備金}} \right) + \left(\frac{\text{当期の所得} \times 6.25 / 100}{\text{寄付金支出前の所得}} \right)$$

資本金+資本準備金

寄付金支出前の所得

資本基準額

所得基準額

$$\text{損金算入限度額} = A \times 1 / 2$$

公益に資するので、多め、さらに 1/4 ではなく 1/2 を認めよう！

特定寄付金払ったのに美奈子が浪人5年生（無理やりゴロ合わ

6. 減価償却費

簿記で学んだ概念と基本的には同様です。ただ、簿記は会計の世界、税法とはもちろん違います。ここでは税法の考え方を理解して下さい。

①減価償却とは？

あるタクシー会社の話です。車を 300,000 円で買いました。3 年間乗るつもりです。売上は毎年 200,000 円としましょう。

	収益	費用	利益
1 年目	200,000	300,000	△100,000
2 年目	200,000	0	200,000
3 年目	200,000	0	200,000

これでいいのでしょうか？あなたが株主で配当は利益から出るとしたら、1 年目の株主はおこりますね。3 年間の売上の役に立つ（収益に貢献するといいます）のなら、経費も 3 で割ってくれ（これは費用配分の原則）

	収益	費用	利益
1 年目	200,000	100,000	100,000
2 年目	200,000	100,000	100,000
3 年目	200,000	100,000	100,000

これで納得ですね。会計の目的は投資家への情報提供でした。

でも、2 年で使い切る会社ならどうでしょう。2 で割った方が適正な利益が計算できます。

	収益	費用	利益
1 年目	200,000	150,000	50,000
2 年目	200,000	150,000	50,000
3 年目	200,000	0	200,000

2 年で使い切るつもりが 3 年使えた。

でもよく見ると、1 年目と 2 年目の利益が少ないですね。利益から税金を求める法人税の仕組みを考えると、節税したい会社はすべて「2 年で使い切る」といいそうです。3 年目に 2 台目を購入して減価償却すればまたまた節税できる！そこで税法の出番です。

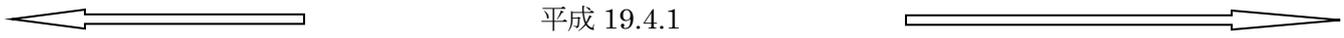
税法では平等性が重要なので、資産毎に耐用年数を決めているのです（法定耐用年数といいます・・・先の 2 年で使い切るは経済的耐用年数と呼びます）

②.償却限度額の計算

減価償却に関する会計基準は存在せず、企業会計原則で「行う事」が規定されているくらいです。

税法では、そのような曖昧な規定は許されず、詳細な限度額が決められています。また、税法では減価償却を行うか否かについては法人の意思に委ねられているという事も注意して下さい、実務では益出しのために減価償却費を計上しない事もありますが、その場合は翌年以降に期間がシフトするだけで翌年に2年分を計上する事はできません。

<平成 19 年 4 月改正、24 年改正について>



平成 19 年改正

① 償却途中の資産

そのまま、償却を実行し、償却可能限度額（取得価額の 5%）に達した翌年から 5 年で均等償却（備忘価額 1 円残す）
(例：2,000,000 円が取得原価の場合 $(100,000-1) \div 5 = 19,999$)

② 償却済の資産

帳簿価額（償却可能限度額＝取得価額の 5%）を 5 年で均等償却（備忘価額 1 円残す）

③ 19.4.1 以降購入（事業供用）資産

定額法：残存価額 0 で均等償却（備忘価額 1 円残す）

(例：100,000 円が取得原価の場合 $100,000 \times 0.2 = 20,000$ （最終年のみ 1 円残す）

定率法：定額法の償却率の 250%（2.5 倍）を定率法の償却率とする（平成 24 年 4 月 1 日から 200%）

定額法の償却率とは

100,000 円の資産を 5 年定額法で計算すると

$100,000 \text{ 円} \div 5$

$100,000 \text{ 円} \times 1/5$

$100,000 \text{ 円} \times 0.2$

0.2 が定額法の償却率です

5 年定率法の償却率は 0.2×2.5 （250%） $= 0.5$ となります

残存価額は 0 ですが、最終年度は償却額から 1 円（備忘価額といいます）を引いた金額を償却額とします。

※構築物と建物付属設備は H28 年より定額法のみになりました

「償却超過額」と「償却超過額の当期認容額」

法人税法 31 条をみてみましょう

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三一条 内国法人の各事業年度終了の時に於て有する減価償却資産につきその償却費として第二十二條第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（以下この条において「損金経理額」という。）のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逡減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその内国法人が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額（次項において「償却限度額」という。）に達するまでの金額とする。

相変わらず難しい表現ですね。太字部分だけ抜粋しましょう。

その償却費として償却費として損金経理をした金額のうち、「償却限度額」に達するまでの金額とする。

損金経理

PL 計上して株主総会で承認された（確定決算）という意味

減価償却は外部取引（修繕費なら領収書がある）ではない内部計算なので操作がしやすい。客観性を備えるために PL 計上が必要と考えて下さい

償却限度額

これは先ほど話をした課税の公平性の観点ですね

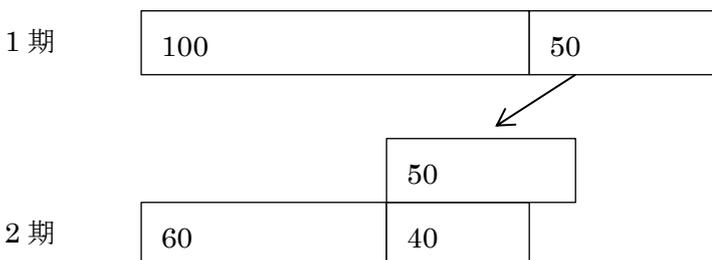
損金経理した金額のうち、「償却限度額」に達するまで

償却限度額 100 なのに、150 PL 計上しても、50 は償却超過額で別表 4 減算調整になる

償却限度額 100 あるので、60 しか PL 計上していなかったら 60 しか認められない

★認容とは？

いよいよ認容です。



昨年度（以前）の超過分があれば、今年の不足分で穴埋めしてあげるといふ事ですか？

では、例題を解いてみましょう

<例題>

A印刷株式会社の当期（令和4年3月期）次の各資産の減価償却超過額または当期認容額を計算しなさい

当期に損金経理により減価償却費を計上した減価償却資産

種類	事業供用日	取得価額	損金経理額	期末帳簿価額	耐用年数	償却方法	償却率
建物	平成25年4月1日	10,000,000円	350,000円	5,870,000	22年	定額法	0.046
機械	令和2年4月1日	1,000,000円	300,000円	150,000	4年	定率法	0.500

※建物（木造）には繰越償却超過額が100,000円ある

※機械（デジタル印刷設備）には繰越償却超過額が50,000円ある

1. 建物

償却限度額 $10,000,000 \text{円} \times 0.046 = 460,000 \text{円}$

認容額 償却不足額 $110,000 \text{円} > 100,000 \therefore 100,000 \text{円}$

2. 機械

償却限度額 $(150,000 \text{円} + 300,000 \text{円} + 50,000 \text{円}) \times 0.5 = 250,000 \text{円}$

償却超過額 $300,000 - 250,000 = 50,000 \text{円}$

本試験では、あと2つほど資産ありますが、期中取得の計算とかの論点だけです。

<参考：理論対策>

新規設立法人は、確定申告書の提出期限までに減価償却方法を税務署長に届けなければならない

少額減価償却資産→使用可能期間が1年未満 or 取得価額が100,000円未満のもの

7. 受取配当金の益金不算入

①益金不算入とは？

適性な期間損益計算が目的の企業会計と課税の公平性が目的の税法の差異の部分になります
内容的には損金不算入の逆パターンで別表 4 減算（所得を減らす）項目です。

では、受取配当金の益金不算入、まいりましょう

②受取配当金の益金不算入の論点

下記の仕訳から論点が 2 つあぶりだされます

現金 800 / 受取配当金 1,000 → (益金不算入)

仮払法人税 200

(所得税の税額控除 = 2 級論点)

3 級論点は益金不算入のみです

まず考え方から行きましょう。

1. 受取配当金は何故益金に算入しないのか？

法人間の 2 重課税の回避のため (ここを押さえておくと理解が深まります)

A 社の P/L

税引前利益 1,000

法人税 400

当期純利益 600 → 繰越利益剰余金 → 配当

要は課税済みの所得 (600 円) から受け取る配当金には課税しない！という考え方です
同じ会社ではないが同一財源で 2 度課税する事は問題！

2. では、どんな配当金が対象になるのか？また限度額は？

区分 (株式保有割合)	益金不算入額
完全子法人株式 (100%)	配当等の額の全額
関連法人株式等 (1/3 超)	配当等の額 - 負債利子
その他株式 (5% 超 1/3 以下)	配当等の額 × 50%
非支配目的株主等 (5% 以下)	配当等の額 × 20%

理由は次の項目で

③経営戦略としての支店と子会社化

ポイントは本支店会計と連結会計の比較です

<親子会社>

親 (利益 1,000)	子 (利益 1,000)	合計 (2,000)
	← (配当 1,000)	
C 500 / 受配 500	利益剰余金 500 / C 500	
$1,500(\text{利益}) \times 0.4 = 600$	$(\text{利益}) 1,000 \times 0.4 = 400$	税合計 (1,000)

<本支店>

本店 (利益 1,000)	支店 (利益 1,000)	合計 (2,000)
		税金 $2,000 \times 0.4 = 800$

経済的実態同じなのに、税金が違う。企業再編の足を引っ張る！

だから完全親子会社の場合の配当は満額引けばよい（グループ法人税制）

ここが理解できればゴロ合わせで点数を取りに行きましょう

では、例題で確認しましょう

A株式会社の当期の受取配当金（源泉徴収控除前）の益金不算入額を示しなさい

マーチ株式会社（株式保有割合 20%）	200,000 円
OBA株式会社（株式保有割合 7%）	150,000 円
PDA株式会社（株式保有割合 3%）	300,000 円
大臣株式会社（株式保有割合 4%）	100,000 円

- (1) その他の株式に係る配当金
 $200,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円} = 350,000 \text{ 円}$
- (2) 非支配目的株式に係る配当金
 $300,000 + 100,000 \text{ 円} = 400,000 \text{ 円}$

益金不算入額

$$350,000 \text{ 円} \times 50/100 + 400,000 \text{ 円} \times 20/100 = 255,000 \text{ 円}$$

やはり試験はゴロあわせでいくしかないようです（泣）
 でも 3 級はその他と非支配しか出ないので楽ですが・・・

覚え方→①完全子会社は完全だから 100%②非支配目的は 5 文字なので 5%以下・ $100\% \div 5 = 20\%$
 ③あとは 1/3 を無理やり覚えて間の 2 つを覚える

区分（株式保有割合）	益金不算入額
完全子法人株式（100%）	配当等の額の全額
関連法人株式等（1/3 超）	配当等の額－負債利子
その他株式（5%超 1/3 以下）	配当等の額×50%
非支配目的株主等（5%以下）	配当等の額×20%

8. 総合問題の解き方

<今日のテーマ>

試験のとおり方①

転記で取れるところは確実に

評価損益は新論点だけど、単なる引き算

合格はできる！

でも、最低限の理解が仕事につながる！

★合格するための総合問題（第3問）の解き方



別表4は問題文を転記するだけで約9問
第2問しっかりやれば個別計算も4問程度
最後の計算部分で端数処理・中間申告・控除税額・税率で4問

最低でも17問51点はいけます

※第1問 10点（半分でOK）

第2問 10点（この講座+過去問で十分）で合格です

総合問題での論点も少し説明しておきましょう。

①役員給与の損金不算入

役員は自分で給与を決められる立場なので、法人税と所得税の率を考えて利益操作をしやすい環境にあります。

定款（会社の憲法みたいなもの）で定められた金額を超えた金額は過大な役員報酬として損金算入できません。

定期同額給与、事前確定届出給与（役員賞与）は利益操作の対象にならないので損金算入可

②繰延資産

会計と同様、支出の効果が将来に及ぶものに関しては資産計上が認められています。ただし、内部計算のため放っておくと課税回避につながりやすいので繰延資産の範囲や償却費に規定をおいています。

<例>

会計上の繰延資産：創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費

税法固有の繰延資産：自己が便益を受ける公共的施設または共同的施設、権利金、広告宣伝用資産の贈与にかかった費用（通常は購入額）

※200,000円未満の場合は一時の損金算入OK（損金経理が前提）

※企業会計上の繰延資産は税法では任意償却なので簿価が償却限度額

※税法固有の繰延資産は月割りの均等償却

③評価損益

原則として評価損益（未実現損益）は災害などのケース以外は認められない

（益金不算入・損金不算入）

棚卸資産・固定資産は災害があった場合など、有価証券は50%超の時価低下などは認められる

<例>

帳簿価額 1,000,000 <災害で時価 600,000> → 400,000 円が損金算入限度額

④租税公課

延滞税や過怠税はペナルティ効果が薄まるので損金算入を認めない

法人税・地方法人税・住民税は所得に対して課されるため、所得計算の途中で控除すると堂々巡りになるので損金不算入とされている

事業税にも所得対応部分はあるが、公共施設利用税の性格が大きいため損金算入

印紙税・固定資産税・自動車税などは損金算入

納税充当金（未払税金）から支出した事業税とは？

損金算入時期は債務確定基準（発生主義よりも厳格）

申告納税方式の場合は申告書の提出された日に債務確定とする

事業税 100,000 / 未払事業税 100,000（申告書未提出なので損金算入できない）

未払事業税 100,000 / 現金 100,000（申告書提出日に通常は支払うので、ここで損金算入）

3/31（決算→未確定）

5/31（申告・納付＝債務確定）

11/30（中間納付）



法人税 10,000

住民税 5,000

事業税 3,000

法人税等 18,000 / 未払金 18,000

（PL 計上→利益減少）

∴ 損金不算入調整 18,000 円

未払金 18,000 / 現金 18,000

PL 未計上→但し事業税支払

※ 損金算入調整 3,000

<参考>

3/31 に仕訳しないで、5/31 に法人税等 18,000 / 現金 18,000 であれば

3/31 の別表 4 調整はなし

5/31 には、15,000 円を損金不算入

※このパターンで処理している中小法人はあるようです

<例題> 3点×太字 20 問=60 点

次の資料により A 社（期末資本金等の額 50,000,000 円）の所得金額を計算しなさい

なお、A 社の損益計算書における当期利益は 30,000,000 円である。

①損金経理をした法人税	5,000,000 円（中間申告分）
②損金経理をした住民税	1,000,000 円（中間申告分）
③損金経理をした納税充当金	8,000,000 円
④損金経理をした罰金	50,000 円
⑤納税充当金から支出した事業税	1,500,000 円
⑥交際費等の損金不算入額	300,000 円
⑦貸倒引当金繰入超過額	200,000 円
⑧貸倒引当金繰入超過額の当期認容額	150,000 円
⑨備品減価償却超過額	200,000 円
⑩繰延資産（共同施設負担金）償却超過額	100,000 円
⑪土地評価益（法人税法上認められない）	500,000 円
⑫損金経理で計上した有価証券評価損 税法上の評価損の適正額は 1,000,000 円である	1,200,000 円
⑬受取配当金に関する事項	
A 社株式（株式保有割合 8%）に係る配当金	200,000 円
B 社株式（株式保有割合 4%）に係る配当金	50,000 円
⑭損金経理により支出した一般寄付金	500,000 円
⑮法人税から控除される所得税額	50,000 円

<計算過程>

評価損益

1. 評価益（ 土地 ）
会社計上評価益（500,000 ）－法人税法上の適正額（ 0 ）
＝益金不算入額（500,000 ）
2. 評価損（ 有価証券 ）
会社計上評価損（1,200,000 ）－法人税法上の適正額（ 1,000,000 ）
＝損金不算入額（ 200,000 ）

受取配当等

1. 受取配当等の額
 - ①その他の株式に係る配当金（200,000）
 - ②非支配目的株式に係る配当金（50,000）
2. 益金不算入額
 $200,000 \times 50 / 100 + 50,000 \times 20 / 100 = 110,000$

寄付金

1. 寄付金支出前所得金額 $42,790,000 + 500,000 = 43,290,000$
2. 資本基準額 $50,000,000 \times 2.5 / 1,000 = 125,000$
3. 所得基準額 $43,290,000 \times 2.5 / 100 = 1,082,250$
4. 損金算入限度額 $(125,000 + 1,082,250) \times 1/4 = 301,812$
5. 損金不算入額 $500,000 - 301,812 = 198,188$

摘要	金額
当期利益	30,000,000
損金経理をした法人税	5,000,000
損金経理をした住民税	1,000,000
損金経理をした納税充当金	8,000,000
損金経理をした罰金等	50,000
交際費等の損金不算入額	300,000
貸倒引当金繰入超過額	200,000
備品減価償却超過額	200,000
繰延資産（共同施設負担金）償却超過額	100,000
有価証券評価損の損金不算入額	200,000
小計	15,050,000
納税充当金から支出した事業税	1,500,000
貸倒引当金繰入超過額の当期認容額	150,000
土地評価益の益金不算入額	500,000
受取配当等の益金不算入額	110,000
小計	2,260,000
仮計	42,790,000
寄付金の損金不算入額	198,188
法人税額から控除される所得税額	50,000
合計・差引計・総計	43,038,188
所得金額	43,038,188

所得金額	43,038,000	千円未満の端数切捨て
法人税額		$8,000,000 \times 12/12 \times 15\% = 1,200,000$ $(43,038,000 - 8,000,000 \times 12/12) \times 23.2\% = 8,128,816$ 合計 9,328,816
差引法人税額	9,328,816	
法人税額計	9,328,816	
控除税額	50,000	
差引所得に対する法人税額	9,278,800	百円未満の端数切捨て
中間申告分の法人税額	5,000,000	
差引確定法人税額	4,278,800	

※控除される所得税額を加算するのは違和感ありますね

税額控除は最終的に別表 1 で控除するので、ここでは損金不算入として所得に加算する必要があります
 試験では単純に合計してください

※合計・差引計・総計という見出しも違和感ありますね

本来は各計の間に益金算入や損金算入項目ありますがレアケースものなので試験ではすべて同額にしています
 (P 7 参照)

9. 理論問題の解き方

<今日のテーマ>

試験のとおり方②

法人税 3 級の理論の攻略は他の科目よりも
難しい。

12 点を取るつもりで頑張ろう！

<p><3 回>新規設立法人</p>	<p>直前覚え</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設立された内国法人である (⑤ ケ. 普通法人 コ. 公共法人) 又は協同組合等は、その設立の日以後 (⑥ サ. 2月以内 シ. 3月以内) に、納税地等を記載した設立届出書に貸借対照表その他の所定の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 ・新たに設立した内国法人は、その設立の日の属する事業年度の (⑨ チ. 確定申告書、ツ. 中間申告書) の提出期限までに、減価償却資産につき、選定した (⑩ テ. 償却、ト. 評価) の方法を書面により税納地の所轄税務署長に届け出なければならない。 ・内国法人は、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、その新たな償却の方法を採用しようとする事業年度開始の (⑨ チ. 日 ツ. 日の前日) までに、所定の事項を記載した申請書を (⑩ テ. 納税地 ト. 所在地) の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。 ・新たに設立した (⑤ ケ. 内国法人 コ. 外国法人) は、その設立の日の属する事業年度の確定申告書の (④ キ. 提出期限、ク. 提出日) までに、棚卸資産につき、選定した評価の方法を書面により納税地の所轄 (⑥ サ. 税務署長、シ. 国税局長) に届け出なければならない。 	<p>ほとんどは2月以内</p> <p>届け出は前日までが多い</p> <p>国税庁→国税局→税務署</p>
<p><4 回>確定申告・中間申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から (① ア. 1月 イ. 2月) 以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき法人税の額等を記載した (② ウ. 修正申告書 エ. 確定申告書) を提出しなければならない。 ・確定申告書を提出した内国法人は、その申告書に (③ オ. 記録 カ. 記載) した法人税の額があるときは、その申告書の (④ キ. 提出期限 ク. 提出日) までに、その金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。 ・内国法人は、(⑤ ケ. 所在地 コ. 納税地) の所轄税務署長の承認を受けた場合には、中間申告書、確定申告書等及びこれらの申告書に係る修正申告書を (⑥ サ. 青色 シ. 白色) の申告書により提出することができる。 ・中間申告書を提出した (① ア. 内国法人 イ. 外国法人) である普通法人は、その申告書に記載した中間納付額があるときは、その申告書の (② ウ. 提出期限 エ. 提出時) までに、その金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。 ・内国法人である普通法人 (清算中のものを除く) は、その事業年度が 6 月を超える場合には、その事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から (① ア. 1月以内 イ. 2月以内) に、税務署長に対し、納付すべき法人税額等を記載した中間申告書を提出しなければならない。 	
<p><7 回>所得・益金・損金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき (⑤ ケ. 利益、コ. 収益) の額並びに (⑥ サ. 益金、シ. 損金) の額に算入すべき原価、費用及び損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。 ・内国法人の各事業年度の所得の金額はその事業年度の (⑤ ケ. 収益の額 コ. 益金の額) からその事業年度の (⑥ サ. 費用の額 シ. 損金の額) を控除した金額とする ・内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する (⑤ ケ. 法人税 コ. 贈与税) の課税標準は各事業年度の (⑥ サ. 利益の金額 シ. 所得の金額) とする。 ・棚卸資産の販売による収益の額は原則として、その (⑨ チ. 注文 ツ. 引渡し) があつ 	<p>所得＝ 益金－損金</p>

<p>た日の属する事業年度の(⑩ テ. 益金 ト. 損金)の額に算入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損金経理とは、法人がその(⑤ ケ. 確定 コ. 決定)した決算において(⑥ サ. 費用 シ. 経費)又は損失として経理することをいう。 ・内国法人がその有する資産の評価替えをしてその(⑨ チ. 帳簿価額 ツ. 購入価額)を減額した場合には、原則として、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、(⑩ テ. 益金の額 ト. 損金の額)に算入しない。 ・内国法人がその有する資産の評価替えをしてその(① ア. 帳簿価額 イ. 取得価額)を増額した場合には、原則として、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、(② ウ. 損金の額 エ. 益金の額)に算入しない。 	
<p><2回>役員・株主</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・役員とは、法人の(③ オ. 会長 カ. 取締役)、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び精算人並びにこれら以外の者で法人の(④ キ. 運営 ク. 経営)に従事している者のうち特定のものをいう ・使用人兼務役員とは、役員(社長、理事長その他特定のものを除く。)のうち、(③オ. 理事、カ. 部長)、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての(④キ. 職務、ク. 職業)に従事するものをいう。 ・株主等とは(③ オ. 資本主 カ. 株主)又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の(④ キ. 役員 ク. 社員)その他法人の出資者をいう。 	
<p><3回>青色申告・届け出</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の承認を受けようとする内国法人は、その事業年度開始の日の前日までに、所定の事項を記載した(⑦ス. 届出書、セ. 申請書)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、その事業年度がその法人の設立の日の属する事業年度に該当するときは、設立の日以後(⑧ソ. 2月、タ. 3月)を経過した日とその事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日を提出期限とする。 ・青色申告の承認を受けている(⑦ス. 内国法人、セ. 外国法人)は、所定の方法により、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を(⑧ソ. 保存、タ. 保管)しなければならない。 ・法人は、その法人の(⑦ ス. 所在地 セ. 納税地)に異動があった場合には、遅滞なく、その異動前の(⑦ ス. 所在地 セ. 納税地)の所轄(⑧ ソ. 税務署長 タ. 国税所長)及び異動後の(⑦ ス. 所在地 セ. 納税地)の所轄(⑧ ソ. 税務署長 タ. 国税所長)にその旨を届け出なければならない。 	<p>3月：難 これだけ3か月と覚えておこう</p>
<p><7回>法人等の定義</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・普通法人とは、公共法人、(③ オ. 公益法人 カ. 外国法人)及び協同組合等以外の法人をいい、人格のない社団等を(④ キ. 含まない ク. 含む) ・内国法人とは、(⑦ ス. 国内 セ. 国外)に(⑧ ソ. 支店 タ. 本店)又は主たる事務所を有する法人をいう。 ・同族会社とは、会社の株主等(その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。)の(① ア. 3人 イ. 4人)以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の(② ウ. 100分の40 エ. 100分の50)を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他一定の場合におけるその会社をいう。 	<p>多数決イメージ</p>

<p>・人格のない社団等とは、法人でない社団又は（⑦ ス. 組合 セ.財団）で、代表者または（⑧ ソ. 管理人 タ. 管財人）の定めがあるものをいう。</p>	
<p><5回>資産の定義など</p>	
<p>・棚卸資産とは（⑦ ス. 商品 セ. 物品）、製品、半製品、仕掛品（⑧ ソ. 原材料 タ. 諸材料）その他の資産で棚卸しをすべきものとして特定のもの（有価証券及び短期売買商品を除く。）をいう。</p> <p>・購入した棚卸資産の取得価額は、その資産の購入の（③オ. 代価、カ. 対価）及びその資産を消費し又は（④キ. 貸付け、ク. 販売）の用に供するために直接要した費用の額の合計額とする。</p> <p>・繰延資産とは、（③ オ. 会社 カ. 法人）が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後（④ キ. 1年 ク. 2年）以上に及ぶもので特定のことを言う。</p> <p>・少額減価償却資産とは、減価償却資産のうち、その使用可能期間が（⑨ チ. 1年 ツ. 2年）未満であるもの又はその取得価額が（⑩ テ. 3万円 ト. 10万円）未満であることをいう。</p>	
<p><その他></p>	
<p>・事業年度とは、（①ア. 会計期間、イ. 計算期間）で、法令で定めるもの又は（②ウ. 定款等、エ. 規定等）に定めるものをいう。</p> <p>・収益事業とは、販売業、製造業その他の（⑤ケ. 業務、コ. 事業）で、継続して（⑥サ. 事業場、シ. 店舗）を設けて行われるものをいう。</p> <p>・内国法人は（⑦ス. 贈与税 セ. 法人税）を納める義務がある。ただし、公益法人等又は（⑧ソ. 協同組合等 タ. 人格のない社団等）については、収益事業を行う場合に限る。</p> <p>・外国法人は（⑦ ス. 国外 セ. 国内）源泉所得を有するとき（人格のない社団等にあつては、収益事業から生ずるものを有するときに限る。）は、（⑧ ソ. 相続税 タ. 法人税）を納める義務がある。</p> <p>・資本等取引とは、法人の（⑨ チ. 資本金等の額 ツ. 資本金額）の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う（⑩ テ. 収益 ト. 利益）又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律に規定する金銭の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。</p>	<p>資本剰余金も 含む</p>

※8-3 13分あたり

「日付の確認」と話しています。確認しました。税務署の相談コーナーで確認しましたが、「あまりない質問なので・・・」となりました。一応色々調べていますが、民法や税法の規定らしいのですが、「日以後1年以上」等と示されている場合は、4/1が支出なら翌年の4/1日が「以後1年」に該当するようです。

従って2年度に渡るので償却が必要とのこと。

奥が深いですね。また調べておきますが、試験ではあまり深く考えないでください。

実務力をアップしよう

弥生会計は中小企業で50%以上のシェアがあります。
実務力アップできる講座です。

弥生検定（パソコン経理事務中級）対策講座

当社が作成したオリジナルテキスト「弥生検定（パソコン経理事務）中級・上級 攻略テキスト&問題集」（全国書店 amazon でも発売中）をもとに、レジュメも使用しながら、弥生会計の操作をはじめ、検定対策についてわかりやすく解説しております。

14,080 円(税込)



弥生会計解説講座

会計業務を行う上で必要なスキルや知識を身につけていただける内容となっております。オリジナルテキストを使って分かりやすく解説します。「簿記3級程度の知識がありPCが使えるが弥生会計ははじめてという方」におすすめてす。

20,680 円(税込)



弥生検定（パソコン給与事務中級）対策講座

経理・総務の仕事に給与処理のスキルを求められたら就職・転職に役立つ弥生検定（パソコン給与事務3級）でアピール！

14,080 円(税込)



弥生給与解説講座

社会保険や所得税の基礎、年末調整など学べるお得な講座です！

20,680 円(税込)



すべてテキスト付きです。すでにテキストのみ持っている場合、テキスト不要割引(-¥500)もあります。